

近世後期の都市振興政策と飯盛女

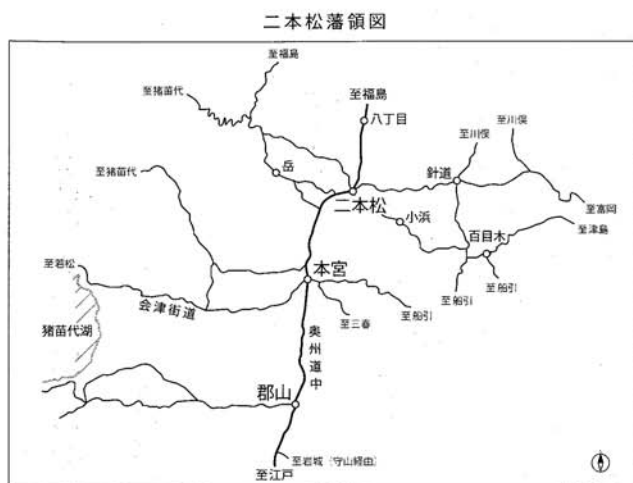
— 奥州二本松藩の事例 —

武林 弘恵

はじめに

本稿の目的は、近世後期における奥州二本松藩の売買春に関する領主政策の特質を解明することである。近世の売買春をめぐるのはさまざまな観点からの研究があるが、なかでも領主権力の政策的特質を検討した先行研究となると圧倒的に幕府政策が中心という傾向がある¹⁾。これに対し諸藩の研究では、たとえば、幕府享保改革の儉約令に反して尾張藩主徳川宗春が領内の消費景気をあまり、商業に関する禁止・束縛をできるかぎり取りはずしていく経済政策を展開するなかで、享保一六〇一七年（一七三一—一七三二）名古屋への三廓および数か所の遊女町を許可した事例が知られる²⁾。また、近世後期では、加賀藩主前田斉広の主導による藩財政再建を目的とした「御国民成立」仕法の一環として、城下町の経済の活性化をはかり下層民の稼ぎの機会を創出するために、文政元年（一八一八）金沢に芝居を公認し、同三年に遊廓を公認した事例が検討されている³⁾。しかし、藩による遊廓設置について、その政策背景にまでふみこんで検討した研究は、事例蓄積が全く不足しているのが現状である。

一方、近世社会には、上記のような領主権力公認の遊廓の遊女に対して、宿場には宿駅経営維持のために旅人の飲食給仕の下女として公認され売春が黙認された飯盛女（食売女・飯売女・食盛女）という売春婦も存在した。飯盛女



出典：木村理博編『歴史大事典 第1巻』雄山閣、1988年より加筆して作成。

の政策に関しては、公認遊廓の研究とは別個に研究が蓄積されており、享保三年（一七一八）の江戸十里四方は旅籠屋一軒につき飯盛女二人までといった設置人数規制などが指摘されている⁽⁴⁾。しかし、飯盛女研究もやはり幕領および関東・東海道の宿場など幕府政策の影響が特に大きい地域に研究が集中しているため、藩など私領の飯盛女に関する政策的特質はほぼ未解明の状況である。したがって、公認・黙認の売春婦をいずれも領主権力の認可した売春婦として捉え、私領における売買春政策の差異および共通性をみだ

していく視点は有効だろう。

以上をふまえ、近世後期の売買春に関する領主政策の検証のために、諸藩の事例を蓄積していく一環として、奥州二本松藩を取りあげる。そして、近世後期における領内の宿場町（本宮・郡山）および城下町（二本松）の「引立」を目的とした一連の政策―都市振興政策を具体的に検討し、この政策動向なかに売買春業がいかに位置づけられていたかを考察する。そのうえで、近世後期の藩領における売買春政策の特質を展望してみたい。

まず、二本松藩領の基礎的事項について確認しておこう⁽⁵⁾。同藩は、寛永二〇年（一六四三）に丹羽氏が白河より入封して以降、幕末まで陸奥国安達郡・安積郡高一〇万七〇〇石を領有した。なお、天保四年（一八三三）には、安積郡の猪苗代湖南岸部五ヶ村を藩領北部に接する幕領の信夫郡五ヶ村と交換しているが、表高に変化はない。本稿の対象時期は、文化一〇年（一八一三）―安政五年（一八五八）に藩主に在任した丹羽長富の時代である。先代長

祥死去により長富は一一歳という若年で家督相続したため、当該期はおもに家老丹羽貴明（久馬介・丹波・備中）らによって藩政がおこなわれたとされる。⁶⁾

二本松藩領には奥州道中が縦貫している。⁷⁾五街道の一つである奥州道中とは、厳密には日光道中と分岐する宇都宮から白河に至る間を指し、それ以北は脇往還であったが一般には奥州道中などと呼ばれた。したがって、白河以南は幕府の直接支配下である一方、同藩領含め白河より北は幕府勘定奉行の間接的支配下にあつたが、実際のところそれぞれ領主が支配にあつた。奥州道中における同藩領の宿駅一宿（天保四年領地替え以降は八丁目宿が加わり一二宿となる）のうち、本陣・脇本陣を置いたことが確認できるのは南から郡山・本宮・二本松の三か宿のみで、その他は旅籠屋もなく問屋が置かれるにとどまつた。宿駅間隔は、郡山・本宮間が二里一七丁余、本宮・二本松間が三里二三丁余であり、三か宿以外に旅人が休泊することはほばなかつたと考えられる。⁸⁾

同藩領では近世中期以降、二本松のほか郡山・本宮などにも市が設けられ宿駅商人が勃興した。⁹⁾次に、領内で特に都市化が進んだ両宿について、それぞれ地域的特質をみていく。

まず、郡山は上町・下町で構成されていた。藩は領内を組によつて区分して代官を置き支配したが、郡山には安積三組（郡山組・片平組・大槻組）代官所が置かれた。また、蔵屋敷も置かれ御登せ米輸送請負がおこなわれた。¹⁰⁾郡山は、文化期までに農村的性格をもつ商業町・宿場町（在郷町）としての性格が確立し、上町全体の戸数はその後もほぼ一貫して増加し、慶応期には享保期の三倍近くになった。¹¹⁾なお、幕末には関東商人が生糸などの買付けに来るなど、郡山は生糸流通の中継地としての機能もつようになる。¹²⁾

また、本宮は北町・南町で構成され、藩の本宮組・糠沢組代官所が置かれた。会津街道が南町から西に向かつており、会津廻米や中山峠を越えての会津の商業荷物の出入も多く、また磐城浜よりの塩・海産物も三春領内を通つて本宮に入り、領内に捌かれていた。近世中期以降は阿武隈川の舟運も二本松まで通じたため、本宮に集積する商品荷物が運ばれていた。¹³⁾こうして、都市的様相の強かつた郡山・本宮は、文政七年（一八二四）にはともに「村」から「町」

へ昇格（郡山村・上町・下町↓郡山上町・下町、本宮村北町・南町↓本宮北町・南町）した。¹⁴⁾

これらに対し、二本松城下では藩主の財政窮迫のために城下町商業活動の不振が著しく、中期以降経済が停滞した。そのため、藩は宿駅の新興の有力商人に対して御用金・貸上金・献上金・御勝手御手伝金などの名目で財源を求め、結果、有力商人がさまざまな格式を獲得していくなかで藩当局と結びついていった。¹⁵⁾ 二本松城下の町人地は、六町（若宮町・松岡町・本町・亀谷町・竹田町・根崎町）で構成された。二本松六町と郡山の人口対比を表1から検討すると、二本松は天明期には郡山と五〇〇人ほど人口差があったが、郡山の都市化進行により、文政期には人口差がほとんどなくなってくる。それ以降の二本松の人口数は不明だが、郡山の人口成長比を考慮すればおそらく幕末には郡山が二本松六町の人口をこえたと考えられる。

次に、領内における売春婦の存在状況を二本松藩士によって編纂された地誌「相生集」（天保一二年（一八四二）成立¹⁶⁾）などから概観しておきたい。同書によれば、領内において「娼家」「娼楼」「娼妓」「妓婦」などが存在した場所は、いずれも奥州道中の宿駅である郡山・本宮・二本松・八丁目の四か宿である。ただし、二で検討するように、このうち二本松に売春婦が存在するようになったのは、天保二年（一八三一）以降のことである。

一方、近世前期から売春婦が存在したと考えられるのが、郡山・本宮・八丁目の三か宿である。八丁目では、「娼家をおくことは上杉領の時より始めるといへり」とされ、米沢藩領であった寛文四年（一六六四）以前から「娼家」が存在したと伝える。なお、この後八丁目は幕府領・福島藩領を繰り返して、天保四年以降に二本松藩領となる。郡山・本宮における売春婦の始まりについては不詳だが、いずれも元禄一三年（一七〇〇）にはすでに「女持旅籠屋」があつて実質的な売春婦であつた「食売女」が存在し、本宮では会津藩時代の寛永一八年（一六四一）まで遡ると伝える史料があり、郡山でも同時期まで遡るだろうとの見方もある。¹⁸⁾

表1 二本松(六町)・郡山(上町・下町)の人口

	天明	文政	慶応
二本松	3,118人	3,635人	—
郡山	2,656人	3,400~3,500人	5,205人

註)『角川地名辞典7 福島県』(角川書店, 1981年)、高橋美由紀『在郷町の歴史人口学』(ミネルヴァ書房, 2005年)16~17頁より作成。

こうした飯盛女に対する藩の基本姿勢として、次の三点を指摘しておく。第一に、風俗取り締まりである。藩は一貫して飯盛女の衣類・夜具・装飾品が華美にならぬよう命じており、寛政元年（一七八九）四月以降、道中筋宿々に対して飯盛女の衣類を木綿に限定させようとした幕府の政策方針⁽¹⁹⁾に即した取り締まりがなされたとわかる。第二に、客の制限である。具体的には、特に二本松家中の者に対して止宿時に飯盛女を酒食の相手に出さぬよう命じている。これらは、家中の者が領内の遊廓に登楼することを禁止した他藩の事例と通底しよう。また、町・村方教諭の妨げになるとして、町・村役人やその倅などの若者が飯盛女を酒の相手に呼ぶことも禁じた⁽²⁰⁾。なお、藩では飯盛女について売春婦であるとは公言せず、あくまで酒食の相手と表現していた。しかし、達書の内倉においては飯盛女のことを「売女」（売春婦のこと）と称するなど、実質的な売春婦と認識していたのは明らかである点はおさえておきたい。第三に、飯盛女の移動の制限である。具体的には、郡山・本宮の飯盛女が城下に出かけることを禁止したほか、城下の飯盛女が定め置いた場所の外に出ることも禁じた⁽²¹⁾。

以上のような藩の売買春統制の基本姿勢をふまえ、一では、文政期におこなわれた宿場町を対象とした引立修法と称する諸政策に、二では、文政〓天保期におこなわれた城下町の引立を目的とした諸政策に着目し、その具体的な動向を明らかにしていく。

一、文政期の領内再建と郡山引立修法

1 文政六年（一八二三）郡山引立修法の特質

まず、郡山引立修法実施の背景についておさえておきたい。文政元年（一八一八）一二月、従四位下を与えられた藩主長富は、翌二年八月に領内巡見をおこない、直後の九月には村々引立修法が実施される。その内容は、領内で

は近来「在方質朴之風」が薄く、自然と奢侈を学び農業も懦弱であるとして、「村方教諭引立」のために郡代・郡奉行が廻村し、御救金の給付をおこなったものである。⁽²⁷⁾

そして、同年一二月からは本宮引立修法が実施された。まず、本宮村が困窮しているために「旅籠屋抱之売女等も相減候模様」であるとして郡代羽木権蔵が引立懸りに任命された。そして、旅籠屋に「売女抱金」が貸し付けられて月賦取立がなされた。⁽²⁸⁾ のち、同五年暮、「売女」が「莫太」に増加して「追々渡世向出精仕候様相成」につき、引立を担った一統が称誉をうけた。⁽²⁹⁾ こうした本宮における成功をうけて、文政六年九月から郡山引立修法が実施されることになる。このように、藩主の領内巡見からはじまり郡代・郡奉行自らが出張するかたちで、農村引立に引き続き往還筋（本宮・郡山）の引立をおこなったという、当該期領内再建の一連の流れを確認したい。

次に、郡山引立修法の経緯を検討していこう。⁽³⁰⁾ 九月一日、郡代伊東九兵衛が郡山引立懸りに任命される。では、伊東とはいかなる人物だったのか。

史料一⁽³¹⁾

〔丹羽保徳〕
 当君長富公、文化 年 （一七六二） 歳にて御家督有りしに、先君数十年御儉約の後なれハ、御勝手向甚相直り、幼君なれハ 〔丹羽保徳〕
 家老丹羽久馬介内外の事を司る、

君甚此人を用られ、師の如く敬し候により、其威に恐れ随はざるハなし、又長く定府して、

公儀の役筋に手玉の御家の規模成候事種々を懸ケ、国に有ては政事壱人して執行ひ、此人の申出す事善悪否む人なし、然れとも前にいへる役人の類にあらず、不思議の仕置多かりける、知行も尤五百石なりしか、加増して千五十石になり、〔丹羽富高〕 伴門十郎へも家老被仰付けける、父子二而家老勤る事ハ御家二なき役なりとや、其親族には丹羽少兵衛・日野源太左衛門・浅尾采女介・内藤皆人等何れも大禄也、其門葉に至てハ丹羽四郎・黒田九八郎・郡代伊東九兵衛・野田亀之進、生質同しき人物にして、御前を取成し、意に違ふものハ悉に罪し、其意に随ふものハ称し益権威盛にして、藩中誠に風聞なひくか如くなり、

史料一は、郡山村上町名主の手によるものである。傍線部をみると、当時の家老丹羽貴明の権勢を述べたうえで、その「門葉」として伊東を認識している。伊東は知行高一五〇石で、郡奉行・町奉行をつとめたのち文化一四年（一八一七）より郡代になっている。³² 同藩では、郡代は通常知行高二五〇石以上の者が就任するので、例外的な取り立ての一例といえる。³³ したがって、伊東の施策は当該期藩の諸政策と同一の政治的志向性をもったといえる。

続いて、九月二四日、伊東が郡山に出張して村役人らを招集し修法のための八項目を指示した。それらの指示内容と決定事項を示したのが表2である。この後、宿内では相談が重ねられ、九月二八日には結果を代官に報告した。これをうけ、一〇月五日に伊東は再度郡山に出張して相談・取り決めがおこなわれ、七日に女持（飯盛女抱え主のこと）が本陣に招集されて議論の結果が命令された。そして、一二月、大名・藩役人の御用宿の決定および引立修法の諸入用取立割合が提示された。

八項目の趣旨は、結論からいえば、第一に、旅籠屋に集中していた御用宿負担を軽減させて宿駅経営を維持させること、第二に、ほとんどが女持であった郡山の旅籠屋の経営を再建させるべく、経営の根幹である売春営業のしくみを再整備すること、の二点であった。以下、旅籠屋経営に関連する諸項目を具体的にみていく。

①では、旅籠屋・客屋の宿泊人数・借金状況といった経営状態が尋ねられ、これに対し一軒ごとの年間宿泊人数、および「上々」から「下々」にまで評価された一軒ごとの借金状況を記した調査結果が提出された。なお、客屋とは本来は女持ではなく旅籠屋の抱える飯盛女呼び客に提供する場であったが、文政期には二五軒のうち一四軒が「飯盛」を抱える女持となっていて、³⁴ 旅籠屋とともに郡山における売春営業に深く関わる存在だったといえる。

②③では、客屋・木賃宿の軒数減少が指示されている。これは、客屋・木賃宿がいずれも宿泊業者であり、旅籠屋と経営上競合する存在と認識されていたからだろう。そして、治安対策として旅籠屋・客屋・木賃宿も含めたすべての「旅人留候宿々」（宿泊業者）で「疑敷者」（盗賊など）を宿泊させていないか見廻ることが取り決められた。

④では、女持から一定額を定めて月々取り立てるよう指示された。郡山の女持には、旅籠屋女持・客屋女持・無商

表2 郡山引立修法の決定事項

	伊東九兵衛からの指示(9/24)	決定事項(9/28~12月)
①	旅籠屋・客屋の宿泊人数と借金状況について調査すること。	旅籠屋・客屋の宿泊人数・借金状況を調査した文書を提出(9/28)。
②	客屋の数をなるべく減少させること。	客屋を急に減少させるのは困難なので、旅籠屋の取り決めに背いた者を営業停止にすることで自然に減少させる(9/28)。
③	木賃宿をなるべく減少させ、軒数を定めて毎夜見廻りさせること。	木賃宿は5軒を定め、見廻り・手添えと「泊り改」の者に毎夜見廻りさせる(9/28)。宿泊人の在所名前を詳しく記し、1ヶ月ずつ別帳にして「惣懸り」に提出する(10/5)。「泊り改之者」の給金は1人につき年2両3分とする(11/5)。
④	女持から一定額を定めて月々取り立てること。	女1人につき旅籠屋女持から100文、客屋女持から500文、無商売女持から2朱の飯盛上ヶ銭を毎月2日に取り立て、本陣役人宿料の半高を賄う。残りは「会所入用」・「旅籠改給金」・「女かゝり合」などにあてる(10/5)。
⑤	女掛札の通用を厳重に定め、怠りなく調べること。	新しい札を通用させて札をあらかじめ渡し置き、女持方へ直接札を持参して女を迎えに行く。毎月2日・16日に勘定をおこなう(10/5)。
⑥	肴問屋のこと。	従来の2軒は400両ずつで買い上げ、今後は水戸庄左衛門1軒とし、200両の下ヶ金をおこなう。50両に1分の利足で10年賦で上納する(11/2)。
⑦	旅籠屋に「惣懸り世話人」・「下懸り世話人」を立てること。	「惣懸り」は14人が3人ずつとめる。「下懸り」は旅籠屋・客屋から4人が1年持ち回りでつとめる(10/5)。
⑧	本陣役人宿の宿料について定めること。	御上通様は525文、御徒士目付様は425文、御同心目付様は220文とする(10/5)。大名・藩役人の御用宿負担者がそれぞれ決定(12月)。

註)本文誌30『今泉文書』村269, 交通288より作成。

売女持(平女持)という三類型が存在したが、それぞれ女一人につきひと月銭一〇〇文・銭五〇〇文・金三朱という金額を設定して飯盛上ヶ銭(懸銭)が取り立てられた³⁶⁾。このように、旅籠屋以外の女持には相対的に高額な上ヶ銭をかけ、勘定が遅れた者を営業停止にすることで旅籠屋の競合相手を減らそうとしたのである。また、上ヶ銭の積立金は最合金と称されて本陣役人宿料などに捻出されることになる。

⑤では、女掛札という、女持から各宿への飯盛女派遣時に用いる札の通用が指示されている。これをうけ、各宿では女を呼びたい時は札を持参して女持方へ行き女を迎えるしくみがつくられ、勤代の勘定は毎月二日・一六日におこなわれることになった。こうしたしくみには、派遣状況をもれなく把握し勤代の女持方への不払いを防止する効果が期待されたことによる。

⑦では、有力商人らで構成された「惣懸

表3 「惣懸り世話人」就任者の作高・格式

	名前	作高	格式
上 町	柏木安左衛門	99石3斗3升1合2勺	人別除, 家守免許
	武田太左衛門	53石4斗6升8合	人別除, 家守免許
	永戸与次右衛門	46石2斗7升7合4才	人別除, 家守免許
	嶋原弥作	45石7斗1升2勺2才	家守免許
	山口弥三右衛門	35石5斗6升6合5勺	人別除, 家守免許
	横山与惣兵衛	33石3斗6升5合6勺7才	人別除, 家守免許
	阿部茂兵衛	33石3斗4升2合	家守免許
	永戸庄左衛門	31石6斗5升	人別除, 家守免許
	名木又兵衛	17石1斗7斗8合3勺3才	
	柏木長左衛門	10石6斗5升	人別除
阿部茂右衛門 (阿部定右衛門は, 阿部定右衛門親)	(阿部定右衛門は, 20石6斗9升4合)	人別除	
下 町	安藤久兵衛	72石2斗4升	人別除, 家守免許
	伊東彦四郎	61石9斗2升	人別除, 家守免許
	増子源之丞	20石6斗2升	人別除, 家守免許

註1) 文政6年3月「安積郡郡山村上町人別御改帳」(『今泉文書』村744), 文政6年「郡山下町人別帳」(『今泉文書』村851)より作成。

註2) 作高とは、持高と備高(質取地)の合計で経営高に相当する(本文註11森田論文)。

り世話人」が任命され、「此度之御修法相行候事」、すなわち当修法の取りしきりを命じられた。ここで、「惣懸り世話人」に就任した一四人の村内における位置について、表3から具体的にみていきたい。ここから、彼らのほとんどが、表4の村内階層に示される通り村内の最上層に位置する三〇石以上の者であり、上納金などによって藩から人別除・家守免許といつた格式を与えられて商業活動に専念した存在であった。つまり、当修法は郡山における有力商人たちの取りしきりによって実行されることになったのである。また、「惣懸り世話人」と同時に、貸付金返済の勘定取り調べなどを担う「下懸り世話人」も立てるように指示されており、旅籠屋・客屋から四人が任命された。

さいごに、⑧では、本陣に役人が宿泊するさいの宿料について定められ、加えて大名および藩役人の御用宿をつとめる者が旅籠屋・客屋から任命された。

このように、①で旅籠屋・客屋の経営状態を調査させ、②③で旅籠屋経営の競合相手を減らす方策を検討し、④⑤で上ヶ銭の取り立てと勘定勘定の徹底を取り決めるというように、藩の旅籠屋保護的な姿勢は明確である。そして、郡山の旅籠屋のほとんどが女持であったことに鑑みれば、藩は郡山における売春営業のしくみを再編することで旅籠屋経営を安定化させ、それによって宿財政を立て直そうとしたと位置づけられる。そのさい、藩が売春営業のしくみの再編に積極的に介入していったことは注目される。

表4 文政6年 郡山村作高階層

		上 町	下 町
高 持	50石以上	2人	2人
	40～49石	2人	0人
	30～39石	5人	1人
	20～29石	12人	7人
	10～19石	22人	40人
	5～19石	21人	15人
	1～4石	17人	13人
	0石	46人	28人
	水 呑	208人	122人
店 借	26人	23人	

註1) 表3註1『今泉文書』村744、村851より作成。

註2) 下町付の端郷西之内を除いた集計。

註3) 水呑とは、人別は郡山にあるが持高を所有していない町の非公式の構成員で、他郷からの流入の場合はまず水呑に分類された(表1註高橋著書)。

註4) 店借とは、主として領内からの移動で、ある一定期間の後はは帰村したり水呑や高持となって定住したりした(表1註高橋著書)。

当修法において旅籠屋の経営再建資金はおもに郡山の有力商人が負担したという意味で、本宮引立修法との政策的共通性をみいだせる。

2 文政七年～八年(一八二四～一八二五)「町」昇格と枅形・弁天普請

ここでは、前節で検討した文政六年の郡山引立修法と翌七年におこなわれた「町」昇格との関係をみていく。文政六年一二月以降、上町・下町名主が中心となり郡山を商業都市として発展させるために「村」から「町」へ昇格させようという動きが生じ、翌年閏八月二〇日に実現する⁽⁴³⁾。そして、町年寄の新設、名主↓検断、組頭・目付↓町目付、長百姓↓長町人への改称など町役人の編成替えがなされ、郡山では「町」昇格のかわりに金三〇〇両を藩に献納するよう命じられ、資金は栄社講から捻出することになる。

史料二⁽⁴⁴⁾

なお、同年一月には、文政元年に出願しその当時は不許可だった無尽興行が伊東により許可されている。これには栄社講と名づけられて「惣懸り」とも重なる郡山の有力商人たちが金主として負担し、運用金三〇〇両が集められることになる⁽³⁹⁾。また、翌文政七年五月にも伊東が郡山の有力商人一〇人に対して「旅籠屋共引立入用金」の出金を命じ⁽⁴⁰⁾、七月からは旅籠屋・客屋らへ金四〇〇両の貸付がなされ、実際に飯盛女抱え資金にもなっていることが確認できる⁽⁴¹⁾。そして、最終的には同八年三月、「宿内御引立修法へ金子指出」した者に対して、苗字・帯刀御免のほか永代代官直支配・町年寄並などさまざまな称誉が与えられた⁽⁴²⁾。このように、

一、郡山村両町之儀、当

御家様御入国之頃者寔之在郷二而（中略）

①以下略

去冬中より為御引立御郡代様・郡奉行様月々御出被下、色々御修法

共被 仰出、小前之者迄厚心服仕、一服難有仕合ニ奉存、猶更商売筋相励、日夜無怠渡世相働申候間、一兩年

之内二者一廉引立可申奉存候、（中略）往古より之村名ニ御座候間、猥ニ奉願候も恐多指扣罷在候処、此節厚

御仁恵を以御引立被下置候御二御座候間、可相成儀ニ御座候ハ、町之名目ニ被成下度、恐を茂不顧私共惣代

奉願上候、望之通被成下候ハ、人々打拳何程願難有義ニ奉存、商売筋十分ニ出精相励、御用筋等一際相見候

様仕度心体ニ罷在候間、格別之御慈悲を以、右願之通被 仰付被下置候ハ、村内一同重々難有仕合奉存候、

右之趣乍恐以書付御内意奉伺上候、以上、

史料二は、村役人らによる「町」昇格の内意伺いである。傍線部によると、村役人は、文政六年の「御引立」には小前まで厚く心服し商売筋に励んでいるので一兩年中には一廉引き立つだろうと述べ（傍線①）、「御引立」の砌なのでなるべくなら「町」の名目が必要であると主張する（同②）。つまり、「町」昇格は引立修法と発端は異なるが、村役人は「御引立」の効果に肯定的な態度を示し、その延長上に位置づける見解を示すことで「町」昇格を実現しようとし、藩もこれをふまえて引立修法のさらなる効果実現を期待したと考えられる。

そして、翌文政八年には、郡山両町枅形・弁天普請がおこなわれる。近世の宿場では、町並みの両端に軍事的理由から枅形が造成されたが、郡山では町並みの拡大に伴い枅形の位置が近世を通じて数度移動している。同年中にも南枅形（上町）の場所を変えているのであるが、そのさい両町の枅形は「ミカケ石」に新規に築き立てるべく二本松の石工に加工をさせている。⁴⁶ これらの経費は有力商人を中心に町内小前まで割り付けられ、都合金三五〇両程の支出で八、九分完成する。しかし、家老丹羽富訓（丹羽貴明の子）と伊東による普請見分のさい、南枅形の場所の「喰違ひ」が指摘されて築き直しになる。普請不足金一五〇両程はさしあたり有力商人より借用し、同年六月一八日には普請が完成することになる。この枅形普請は、町並みの両端への木戸建設と同時に⁴⁷おこなわれており、いずれも「町」

としての景観を創出するための公共事業だったといえる。ただし、木戸建設は、藩主導だった枅形普請とは異なり、村役人らによる「町」のシンボルをつくりだすための出願⁽⁴⁸⁾が取りいれられたものであった。

一方、弁天普請とは、「当所の景所」に取り立てる趣旨で、池（細沼）中にある三つの小嶋に「大社」が造立されたものである。⁽⁴⁹⁾そして、西麓山という地の一円のエを切り払い広野とし、入口に馬場を築き馬見所などを構え、「御小休所」と名づけた「花麗」な家を建てた。池の端には大茶屋三軒、山の入口に瀬戸焼を置く瀬戸屋が作られた。広野一円には樹木を植え、その光景はあたかも「上野あすか」のようであったとされる。なお、この普請の実際の世話方は新たに就任した町年寄永戸庄次郎（永戸庄左衛門の子）であった。このように、村役人が「町」のシンボルとして念願した木戸建設と、藩が「町」としての景観をつくるために引立修法の成功の一環として主導した枅形・弁天普請という公共事業とが絡み合っている様相をうかがえる。

3 文政九年（一八二六）検断（旧名主）による引立修法批判

こうした一連の施策に対しては、検断らによる批判として、文政九年五月二〇日に一九か条にわたる長文の口上書が作成された。この口上書提出の経緯を冒頭部からみていきたい。

史料三 a

去ル未年より当町御引立御修法被仰出、御重役様御兩人御懸被為蒙仰、月々御出張御座候処、此度右外二御重役様御懸被為蒙仰、是迄之御修法町内之者共如何相心得罷在候哉、当町之義一躰人心区々ニ而混和⁽⁵⁰⁾不致、中二ハ御修法も⁽⁵¹⁾反し候者有之様

御上様ニも被為及御聞、今般別段御出張被下置候趣難有仕合奉存候、右二付町内之者共心得如何ニ候哉、以後之義役人とも存寄も可有之、無腹蔵可申上由御内之御尋二付、存候義無憚相認奉指上候間、密ニ御内覧被下置、此書面御下ケ被下置度奉存候、

傍線部によると、これまでの修法について一体に人心が区々で混和せず、なかには修法に反する者もいるとのこと藩主が聞き、このたび別段に藩役人が出張することになったことに對し、検断らは感謝を述べる（傍線①）。そして、町内の者がどう心得ているのか、以後のことは「役人とも」（検断）の考えもあるだろうから、腹藏なく述べるようにとの内々の尋ねであるので、考えを憚りなく認めて提出するから、密に内覽してこの書面を返してほしい（同②）とする。

つまり、藩は今後の引立修法につき、旧来の村役人であった検断らの意見を参照しようとする姿勢をもっていたとわかる。こうした意見参照が内々におこなわれた背景には、直前の五月一二日に、伊東九兵衛が「越前御用」で留守中のために、かつて本宮引立懸りをつとめた郡代羽木権藏が郡山引立懸りに就任したという事情があった。越前は丹羽氏の旧領だったために初代丹羽長秀の墓所があり、二本松藩では毎年春に越前代参を実施していた。伊東の「越前御用」とはこの関係のものと思われ、伊東は引立懸りという肩書は継続しつつも留守であり、実質的にそれを推進する主要メンバーから一旦外されたといつてよいだろう。そうしたなかで、新たに引立懸りに就任した羽木による修法の実施状況の調査がおこなわれ、検断らが伊東の実施した諸施策への意見を内々に述べるようになったと考えられる。

口上書の論点は多岐にわたるが、ここでは次の三点に注目したい。

第一に、郡山引立懸り郡代伊東九兵衛の「御側」への批判である（第一条）。

史料三

一、御家様御仁政之義ハ今を初候御義ニ無御座、末々迄御恩徳不奉蒙ものも無之、一統難有心服仕罷在申候、猶又御引立御修法之義も、

御上様御趣意ハ誠ニ以難有一同相心得罷在候得共、伊東棟之御出張御立被下候御修法ハ、実意を以申上候得ハ、乍恐町内一統帰服不仕候、右趣意ハ兼而行状不宜者共媚諂を以御側近く罷出、我意ニ任せ町内不為之筋を申立、

讒言を構無罪之者を咎二陥レ、御威光を仮り人を滅し、不届至極之者共ニ御座候得とも、右様之ものハ却而思召二相叶、当所御出張之砌ハ昼夜御宿を相放不申、役向ニも無之もの共時々別間ニ而御密談有之、役人も不存義を申立御聞届ニ相成候類ニ而、(中略) 今日を無事ニ相凌候事而已専用ニ相心得、町内不為之筋も乍見打捨候姿ニ成行奉恐入候、猶又御出張之節ハいつも弁天江御出被成候処、右悪者共も御供申上、御酒宴等有之候得者不宜義而已御勸申上、女杯呼集め御遊興等有之ニ相なつミ御心易相心得、御居懸り之御役筋者輕蔑仕、諸役人等ハ勿論、外二人なき様ニ存居、不届至極之者共ニ御座候得共、前文之通致方無之罷在候処、右風俗次第ニ押移り、何ぞ望ミ有之もの者手寄を求め御出入ニ罷成、廉直実意之者も当時之御威勢ニ恐れ、且ハ讒者之殃を避候ため町内過半御出入ニ相成、御出張度毎罷出入候故、宿へハ引も不切人参り候得共、実意之者ハ此度御出張何事之出来可申哉与平立致し、御帰りに不被成内ハ安心不仕様御座候而、一統人心を損し不穩候処、小前之ものハ思慮無之候故、御上様之御修法ニ而右様之義与相心得、難有御趣意も相穢レ奉恐入候処、此度 別段ニ御重役様御出張御教諭之段一々難有仕合奉存候、此上ハ右悪者共へ急度御下知被下置、正き御修法御立被下置候ハ、自然ニ引立町内も混和仕、御仁政難有相服し可申哉与乍恐奉存候、

傍線部によると、伊東による修法には実意をもつていへば町内一統が帰服していかないという。そして、「兼而行状不宜者共」が伊東に取り入り、我意に任せて町内不為のことを申し立てて讒言で無罪の者を咎に陥れ、伊東の威光をかりて人を脅す「不届至極」の者とする(傍線①)。また、伊東が出張する節にはいつも弁天に行くが、彼らも供をして酒宴があれば「不宜義」のみを勧めて「女杯」を集めて遊興があるという(同②)。そのうえで、このたびの重役の出張に感謝する言葉述べ、「右悪者共」へ嚴重な下知を下して「正き御修法」を立ててほしいとする(同③)。では、ここでいう「兼而行状不宜者共」とは誰を指すのか。

史料四⁵⁵

(前略) 是迄之国政ハ、都而目立事を宜とせず、費をはふき、質素なるを元与しけるに、近世引取方与唱郡代・

郡奉行月々に來り、都而右ニ辱づる事共多し、弁天杯も當時ハ流行なれども、ケ様多分物入れ永繁昌するものなるへしとも不覺、^(本)不曾有之世の中なりと心有ものハ密々咄あ^(い)り、其世話方永戸庄次郎一人にて計ひけり、此庄左衛門・庄次郎父子与申ハ甚奸佞邪曲のものにて、己か利欲成事ニ至てハ人の難義を不顧、伊東士^(九兵衛)へ賄賂、俵弁を以近付寄、被愛事子の如し、伊東の威勢をかりて權を畏る、少にても意ニ逆ふ時ハ心中ニ含候て伊東に讃し、無滅の仕業多かりける、願を以て様^(く)の習ひ、悪人とも永戸に手寄、功言令色を以伊東士へ近付もの拳而難算、夫か為に町内へ種々之事起て、凡近時誠ニ町内衰微の塞歎ケ敷第一也、(以下略)

これは、史料三の口上書の下書きと思われる史料だが、永戸庄左衛門・庄次郎父子の名をあげて、彼らが己の利欲により伊東に取り入る様子を述べている。永戸庄次郎とは、郡山における有力商人であり新設された町年寄に就任した者の一人である。新町年寄に対しては就任直後から旧村役人により罷免運動が起こされているが、その背景には、彼ら有力商人が土地経営もおこなう存在であり、中小商業経営者層(小前)たちとの対立の構図があるため、出入りの仲介者たりえないとの旧村役人の判断があったとされる。ただ、史料四のような永戸父子に対する検断らの感情的な評価を考慮すると、両者の間には、かなりの根深い対立が存在したとみられる。

第二に、質素の風儀回復への希求である(第一七条)。

史料三 c

一、当所之義他より見候而ハ商人見せ店多く、旅籠屋等も相応ニ而飯盛女数多有之、金錢融通もよろしく繁花ニ相見候得共、右様之渡世ハ榮輝ニ為見候ケ習ニ而内証宜義ニ者無御座、(中略)内証向与ハ引違ひ、年々ニ奢長過仕、此分ニ而ハ中々引立可申与も不奉存候、御引立以來ハ猶以表を飾り、兎角榮輝ニ見せ候風儀ニ罷成、弁天等之盛り場出来候ニ付候而も、他邦之もの金錢遣候者希ニ而、多くハ町内之者共參り金錢を遣捨、弁天江不參之者ハ仲間入も不相成様罷成、器物・酒肴之類までも流行見習ひ、有徳之者ハ猶更小商人等迄一統奢押移り、(中略)着服等ハ猶以花美ニ相成、飯盛女衣裳・帶・くし・かふかひ之類十両、十五両之金子ニ而者出来

不申、夜具等も右ニ随ひ、ちりめん之ふとん所持不致女も無之由ニ御座候、小商人之妻娘等ニ至迄右ニ準、流行之衣類所持不致候而ハ、親類方江も呼被呼參候義不相成様ニ相心得、有徳之者ハ勿論之義、御格式有之もの大小之類ハ大金を出し相調、不宜品所持罷在候者ハ仲間之嘲哂ニ相成、是非ニ相調不申候而ハ突合も不相成様罷成、万事右ニ準候事ニ而、内証向与者甚相違仕候義ニ御座候、町内重立候者共身代相衰候も、畢竟ハ右より相懸候哉与歎ケ敷義ニ奉存候、且右惡風御制被下候而も容易ニハ相止ミ申間敷、格別之思召を以風儀立直候様被仰付被下度奉存候、右風儀ハ重立候者を初め、御制不被下候而ハ不得止事ニ候間、郷士より初め絹布之類敷敷御法度被成下、其以下者猶更敷重ニ御下知被下度奉存候、

これによると、郡山は他からみれば商家が多く旅籠屋なども相応にあり、飯盛女も数多くいて金銭の融通もよく繁華にみえるものの、こうした渡世は「栄輝」にみせるのが習いで実情とは異なっている(傍線①)。引立修法以来は表面を飾り「栄輝」にみせる風儀になり、弁天などの盛り場ができたことについても、多くは町内の者が金銭を遣い捨てており、他領者は稀である(同②)。こうした「悪風」を制するのは容易でないが、どうか風儀が立ち直るよう⁽³⁾に命じてほしいとする(同③)。つまり、郡山に弁天という新たな盛り場を設けて他領者の通行人に訪れさせ、経済を活性化させようとした伊東主導の引立修法により風俗が弛緩したことについて、検断らは質素の風儀回復を希求したのである。

第三に、莫大な旅籠屋貸付金・町内出金への不満である(第六条・第一〇条)。

史料三 d

(第六卷)

一、御引立初めより、町内へ御貸付金不被成下候様精々申上置候得共、御聞入無御座、有徳之者共より御借上ケ、

旅籠屋へ御貸付ニ相成候処、夫丈之普請等仕候義ニも無之、三十兩拜借仕候得ハ十五兩位之女を抱、余ハ借錢

方抔江指向一向矩模も相見不申、只一時之手廻り宜而已是与いたし、追從輕薄を以身代不相応の大金借用仕候

者共多く御座候所、今ニも火災等有之候得者、如何共致方有之間敷奉存候、乍併御貸付ニ相成候義ニ御座候間、

急ニ御取立相成候而ハ猶更指支可申候間、後々御貸付御指留被下、是迄之御貸金懸り武田重藏へ、実跡者兩人も下懸り被仰付、御屋敷御長屋ニ而成共月々取立候様仕度奉存候、尤是迄之下懸り五人之内ニも不宜者共御座候間、其者共ハ御免被下可然奉存候、

第一〇条^① 御引立以來升形・弁天兩所大御普請有之、町内出金不少、其外追々

御上様へ献納金夥敷義ニ御座候所、何れも御懸り様より御取勧め、年寄共杯へ被仰付取計申候処、当人共難渋申立金高御減被下度申上候而も御聞入無御座、強而御歎申上候得ハ御懸り様御手元金御貸可被下間、是非ニ出金可仕旨ニ而御怒之御言葉等有之、後難を恐れ無拠出金仕候ものも間々有之様相聞申候、(中略) 其外有徳之もの共より旅籠屋御貸付金并升形・弁天御普請金五十兩歩合、三十兩歩合ニ而追々莫太之金子御借受被成候処、^②金主方ニ而ハ何入用ニ候哉も相弁不申、行々御返済方如何成行候哉無心元、不承知ニ者不御座候得共、當時之御威勢ニ恐れ指上候義ニ御座候処、町内之者共申候ハ、此末追々右様之出金可被仰付如何仕相凌可申哉与氣受甚不宜、人氣を損し候、第一歎与奉存候、以來

御上様御用ハ格別、町内之義ニ而金子御取上不被下候様仕候奉存候、

まず、第六条の傍線部をみると、引立のはじめより町内に貸付金をしないよう言ってきたが聞き入れられず、「有徳之者共」(有力商人)より借り上げて旅籠屋に貸し付けてきた(傍線①)。ただ一時金銭の手廻りがよくなることのみを是とし、身代不相応の大金を借用した者が多く、今にも火災などがあれば首が回らなくなるとする(傍線②)。

また、第一〇条では、引立以來枅形・弁天の大普請があり、そのほか追々藩への献納金も夥しく、それらはいずれも「御懸り様」(伊東)が町年寄などに命じて取り計らったものだとする(傍線①)。そして、金主は何の入用からも分らず不承知であっても、「當時之御威勢」に恐れて出金したが、町内の者は今後ともこのような出金が命じられたらどう凌げばよいのかと氣受けが悪く、人氣を損じているとする(同②)。

このように、旅籠屋に身代不相応の借金をさせて経営再建させようとした施策、および有力商人に大金を出金させ

て枅形・弁天普請をおこない引立修法を成功させようとした施策に、検断らは強い不満をもっていたことがわかる。なお、こののち宿内では、文政九年（一二年）には枅形弁天不足金・「町」昇格献納金などの捻出のための後処理がおこなわれることになる。⁽⁵⁹⁾そして、文政六年以来引立修法を担ってきた伊東は、史料三の口上書作成の三ヵ月後である八月に郡代を転役となり、翌月には羽木も「宿内取調等も出来」として引立懸りを免じられ、⁽⁶⁰⁾文政期の郡山引立修法は一旦終了することになる。

こののち、何度か引立修法の部分的改正が実施されている。たとえば、文政十一年一月、郡代羽木らによる修法改正の達が出され、近来飯売女が「身勝手」に宿元を出てみだりに町内を遊び歩く風俗になり不取締であることが指摘された。⁽⁶¹⁾また、翌一二年正月には、二本松家中が飯盛女を酒食の相手に呼ぶことの禁止を改めて確認する達も出されている。⁽⁶²⁾なお、この時には同時に、藩役人が出張した節も酌に出してはならない、二本松へ「飯盛女」(飯盛女)を忍びで連れだしてはいけない、三春家中・会津家中などと偽る者に注意するように、との内含もあり、郡山引立修法による行き過ぎた風俗の弛緩を正す政策姿勢がうかがわれる。

そして、文政一三年に郡山において旅籠屋への新たな引立金貸渡を主目的として旅籠屋修法が実施される。⁽⁶³⁾その経緯は、文政六年引立修法で旅籠屋は一時「パツ」としたが、その後「御貸金御指留御取立而已」になり、「旅籠屋共一統不服」であるため、修法を立て直して「旅籠屋行立」ようにしてほしいと出願し、藩が取り立て次第に金二〇〇両を貸し渡す旨を返答したものである。つまり、文政一三年の旅籠屋修法とは、文政六年の引立修法後、貸付金への取立のみが残り経営が逼迫していたため、旅籠屋・町役人が経営救済を出願して藩が対応したものであったと位置づけられる。

二、風俗取り締まり政策の転換

1 文政一三年（一八三〇）「賑ひ」奨励政策

文政期における郡山引立修法のような藩の政策は、天保期にかけて城下町へと対象を移す。それまで同藩では、藩政の基本方針であった壁書(64)に示されるように厳重な風俗取り締まりを取り決め、文政一一年時点では城下町においてその方針は継承されていたことが確認できる。(65)しかし、文政一三年閏三月、家老丹羽貴明による次の口達を起点として、この方針は大きく転換されていく。次の史料は、那代に対する家老の口達をうけて、那代が郡奉行に伝達したものが、代官經由で郡山町役人に伝わったものであろう。

史料五 a

(丹羽貴明)
備中殿御口達之大意

御領中之義前々より御世話被成下、就中

御当代様ニ至格別被為尽

御手、町在共ニ至極御静謐之御時節ニ而無残所御政事向ニ候得共、一^①躰御家之御風義ニ致候而ハ御法嚴重ニ付、下々之者共何事茂相守、聊たり共相流候廉無之、至極結構成ものニ候（中略）上之御威光被行候義者□宜敷事ニ者候得共、時宜形勢与申ものも有之、画一二相心得候も余り窮屈ニ相覚候様ニ而、誠ニ町人共之義者、売躰向ニ寄他邦江之引合も有之、偽りながらも身分取締り不申候而者、手広ニ商売致兼候事も問々有之、諸職人迎も右ニ準夫々渡世ニ随ひ候、見形与申事も有之ものニ候得者、迎も百姓同様ニ而相過候義相成兼候ものニ候間、御法ニ縛られ面々相当之見形も出来兼、随而者人氣落人何事も氣進無之、自与生産(然取カ)之励も薄相成風俗連々衰候姿ニ至、就中御城下之義者御膝元ニ候得者、其風尚更甚敷人氣も沈ミ、何与なく不繁昌之躰ニ付、何とか御弛メ方も可有之与思召候得共、

御代々様之御法御弛被成候義も是又不容易事ニ付、其義も被 仰出兼候次第二候得共、役人中之心得方ニ至り、御免し被下候与申義二者無之、是迄相制候廉も大目二見逃し、少し之賑ひ候方を是与致候模様ニ候得者、面々勝手之道へ者進安く候間、何二も氣張宜随分引立ニ可相成候間、右等之御趣意を汲取、町役人共江も程能弥曼可有之候間、其段郡代中江も申談候様ニと之御趣意ニ付、疾速心付候ヶ条共相認、左之通御相談仕候、

(中略)

右等之外二も、ヶ条ニ可相認義も数多有之、心得共万事右ヶ条之振合ニ随夫々致作略、何事も寛大ニ見逃し候心得二候、尤中二者度を過し甚敷相成候ものも可有之候得共、其節相制候得者、又々諸引ニ相成姿ニ至可申候間、其義も大抵二見逃候而可然心得ニ御座候、

傍線部によると、同藩では総じて「御法嚴重」で、下々までそれを守り結構だが(傍線①)、町人は商売のため他領との交渉もあり、偽りながらも身分を取り締まらずにいたっては、つまり百姓同様の姿を変えなくては手広い商売には時々支障もある。職人もこれに準ずる(同②)。見た形ということもあるので、町人・職人は百姓同様の姿では凌ぐことができないが、「御法」に縛られて相応の姿になれず人氣が落ち、自然と生産の励みも薄くなり風俗が衰えている。なかでも城下は「御膝元」なのでその様子が甚だしく、人氣が沈み何となく不繁昌である(同③)。「御代々様之御法」を弛めるのは不容易で命じたいが、免じるのではなく、これまで制してきたことも大目に見逃し、少しは「賑ひ」のある方を是とする模様ならば、氣張よく随分引立つだろう(同④)、と述べる。

そして、中略部においては具体例をあげている。第一に、衣服は役所向に関わらない節は「成丈大目二見逃」こと、第二に、俳人・浄瑠璃語りは「所々賑ひ之種」なので逗留は幾日でもよい、第三に、職人・若者の華奢な風儀あるいは歌・三味線は「町人風情」である、第四に、大工・仕事師のはでやかな身形は「氣任せ」でよい、第五に、縁日・祭礼の節の若者の細工物は「繁昌之基」である、第六に、兒女子の歌・三味線等稽古は「一同恥辱与申事二も無之」、第七に、香・茶・碁・将棋は「何之遠慮二不及」とする。

このうえで、度を過ごして甚だしい場合にはその都度制するが、大抵は見逃す心得であるという(同⑤)。つまり、風俗取り締まりを基本とする従来の藩の方針を大きく転換させている。

では、こうした方針転換は在方にはいかに適用されたのか。史料の続きをみていこう。
史料五 b⁽⁶⁷⁾

一、在方之義者矢張是迄之姿ニ而申分無之候間、只今之都合相崩れ不申様被成度御存意候得共、郡山・本宮之義⁽²⁾往還筋之事ニも有之候間、御城下之振合ニ相心得可然義ニ候処、是者遠慮之事ニ候得共、御城下与違相応ニ相弛居候義も有之候間、格別ニ見逃候与申角も不相見候得共、中二者御城下同様之事も可有之候間、右之次第御代官中江申談置候様ニとの御趣意ニ御座候間、町方へ相論候姿を汲取御代官心得置、夫々相風し候者自然与御城下之様子をも見習、丁度宜敷都合ニ可相成候間、前条之手都合共其御代官江得と申談候様可仕奉存候、右之趣向役一同精談仕候義、口上ニ而御談仕候而者、得違之義も無覚速候ニ付、私共心得荒まし書取候而御相談仕^(家老、郡代)候、尤町奉行方ニて町役人共相論候次第者、別紙ニケ条之通口上ニ而為申聞可然心得ニ御座候、尚又書外ニも御相談可仕候、以上、

在方についてはこれまでの姿で申し分ない(傍線①)、つまり風俗取り締まりが崩れないようにとする。しかし、郡山・本宮については往還筋なので、城下と同様に心得るのがよいとされた(同②)。そのさい、これは「遠慮」のこと、つまり認められたものではないが、城下とは違ってすでに弛緩していることもあり、格別に見逃すものではないが、なかには城下と同様のこともある(同③)。町方(城下)に論じた姿をくみ取り、城下の様子をも見習ってちょうどよい都合になるように(同④)、と述べる。そのうえで、町奉行が町役人に論じた次第を「別紙」(同⑤)に示して参照するよう促した。なお、史料引用はしていないが、「別紙」においては、総じて人氣が引き立ち、「賑ひ」励みの助けになることは遠慮に及ばないという、家老口達の趣旨を伝えているが、末文には「一、博奕者制、一、飯売者制」とあり、この段階においては城下では博奕とならび「飯売」(飯盛女)の存在も制禁の姿勢が継続された点に留

意すべきだろう。

このように、右の口達以降同藩では町人・百姓を区別し、在方では風俗取り締まり方針を継続しつつ⁸⁶⁾、町人のいる城下町では「賑ひ」を奨励して引立、すなわち経済の活性化を図る政策へと転換し、往還筋では風俗の弛緩を追認することになった。なお、従来はおもに編纂史料をもとに言及されてきた家老丹羽貴明の政策の特質として、天保期における城下町への曲馬興行、御門改築、定舞台建設、活花大会、大芝居興行などをあげて、「豪奢と浪費の気風を領内に横溢させた⁷⁰⁾」などと評価されているが、これらの政策はこの口達に示されるような藩の方針転換を起点としたものであった。

2 天保二年(一八三一)城下町への飯盛女設置

前節で示した家老口達が出された翌天保二年、それまでは「売女」を置くのみならず、連れてくることも制禁だった城下の本町・松岡町において、「飯盛女」「食売女」「食盛女」という呼称で売春婦設置が藩から許可されることになる。先述の「相生集」によれば、両町はともに城下六町のなかでも「駅次」として「駅家」が展開する空間であり、そこに「娼妓」「妓婦」が置かれるようになったとわかる。つまり、これらは城下町の周縁部に堀・柵を設けるなど閉鎖的な空間として造成されたいわゆる遊廓とは異なり、宿駅機能をもつ両町(二本松宿)に売春機能が付与されたという性質のものであった⁷²⁾。

次に、飯盛女設置の経緯を検討していこう。同年五月、城下本町の総代長町人文右衛門・茂兵衛は旅籠屋で飯盛女を抱えたいとの願書を提出した⁷³⁾。その内容をみていく。

近年は「世間一体不景気」で人出も少なく商売利益は薄く、「何卒町内引立一同利潤ニも相成手段可有御座候哉」とこれまでたびたび相談してきた。当町は「旅籠渡世」をおもにしており、泊人数が多くなれば自然と人出も増し、ほかの商売の利潤になる。他所をみると、「飯盛女御座候場所」は「旅人泊」も多く「宿内賑候様」に思うが、

当所は「女無之不自由ニも存候哉」至って泊りが少ない。よって、「当旅籠屋共食売女相抱渡世」はかねがね「一同念願」だったが、このような願いは容易ではなく、とはいえほかに手段もなく心を痛めていた。もちろん「在来分旅籠屋共」は「極々難渋」しており、「家作手入」もできない様子で、このうえ旅籠屋数が減少しては「御用宿」は言うに及ばず、「当宿泊ニ相越候旅人迄甚指支ニ相成可申」と恐縮し、かつ町内の者はほかに「渡世之見詰」もなく、「人氣」も「此上猶又寝入」ってしまうと一同嘆かわしく思っている。よって、「食盛女町相抱渡世」させれば「自然と当所江之泊」も多くなり「町内格別之潤」にもなる。そして、旅籠屋だけでなく小前の者まで「一統潤」になり、「行々町内一同引立」にもなる。「御当所之指障り等」がないようにするので、なにとぞ「当町御救」のため「飯盛女指置候義」を免じてほしい。

このように、本町では旅籠屋稼業が主産業であったが、困窮により家作の手入れもままならない状況だった。そのため、宿泊客を増やして町内を引き立てることを目的として、藩による「御救」の実現に迫るかたちで飯盛女の設置を願ったという趣旨をよみとれる。松岡町でも右同様の出願があったかについては正確には把握できないが、いずれにせよ、藩は本町からの願書提出の直後に本町・松岡町の飯盛女設置を許可したとみられ、翌六月には設置許可のさいに資金を出した者に紋付帷子が下賜されている⁽⁷⁵⁾。また、設置許可後、両町では困窮により「家作并元手金」がなかったが、「引立世話方懸」に任命された本町の有力商人館脇七左衛門はその資金を負担したと思われ、天保一四年（一八四三）一〇月に至り、「町内為成義」を専一に心得て「引立方出精骨折」として藩から称誉をうけている⁽⁷⁶⁾。

こうした点には、有力商人の資金力に頼った本町・松岡町引立のあり方が示されており、先に検討した本宮・郡山引立修法における、旅籠屋の経営再建資金や宿内の公共事業資金を有力商人が負担したあり方とも類似し、藩による当該期の領内再建政策の特質として改めて指摘できる。そして、天保二年以前は、おそらく武士のいる城下町であるという理由のために売春婦を置くことが認められてこなかった二本松において、従来の方針を転換して飯盛女設置

を許可した背景として、前年よりの城下町経済活性化のための「賑ひ」奨励政策の実施があったといえよう。このように、当該期において藩は都市振興政策を進めていくなかで、窮民層の「御救」のためならば本来は売春婦がいるべきでない城下町であっても、売春婦を置くことを認めていく方針へと転換させていったのである。

おわりに

文政→天保期の二本松藩を事例に、領内再建のために村・往還筋・城下町の引立をおこなった諸政策の一連の動向について検討してきた。そこでは、農村に対しては藩の基本方針であった風俗取り締まり政策を継続させる一方、往還筋・城下町に対してはその方針を転換させて「賑ひ」奨励政策をとるという全く逆方向の政策を同時に実行していた。具体的には、本宮・郡山では、有力商人が出金した引立金などの名目の財源をもとに飯盛女を抱えさせて旅籠屋らの経営再建がおこなわれ、そのうえで「町」昇格後は、枳形・弁天普請により引立修法のさらなる効果実現がはかられた。ただし、郡山の旧村役人は、引立修法以来顕著になってきた風俗弛緩に対してあくまで質素の風儀回復を希求した。一方、藩は、その後郡山における風俗弛緩を一定程度正すものの、引立対象を城下町へと移し、従来の風俗取り締まり政策を「賑ひ」奨励政策へと転換し、その延長として翌年には城下への飯盛女設置をも許可することになったのである。

以上の一連の流れをふまえ、今回の検討でみられた都市振興政策における売春営業の位置を考えてみたい。当該期における藩の都市振興政策の特質として、本宮・郡山引立修法では売春営業を基幹に宿駅経営を再建しようとし、城下町でも「賑ひ」奨励によって経済を活性化させ、のちに売春営業をも肯定的に位置づけるようになった。つまり、売春営業を都市振興（「引立」）のための重要な要素の一つと認識し、窮民層の「御救」のためならば、むしろ積極的

に活用しようとする政策姿勢へと転換していたことを指摘できる。一方、郡山の旧村役人にとつての都市振興（「誠之御引立」）とは、風俗取り締まりと売春営業という一見相矛盾するようにみえる要素の両存であった。ただし、旧村役人のいう郡山における風俗取り締まりとは、必ずしも売春営業を排除せずとも成立しうる概念として整合的に捉えられていたと考えられる。このように、旧村役人はあくまで宿駅経営維持という財政的側面のみに売春営業の「有用性」をみいだしていたのである。

なお、この後の動向として、嘉永二年（一八四九）八月の領内風俗取り締まりを指摘しておきたい。その内容は、城下町に対しては、衣服・飲食・家作等をはじめ「万事奢侈之風俗無益之費」を制するが、「売鉢繁昌賑ひ」になることは「無遠慮取行ひ可申」と命じた。また、「本町・松岡めしもり女」も継続している。つまり、先の文政一三年発令の「賑ひ」奨励政策以来特に変更は加えられていない。一方、郡山・本宮・八丁目ほかの往還筋は、衣服・飲食・音信・家作等をはじめ「都而之義質素」を守り「御城下六町よりハ申さハ一等ひかへ目ニ致候様之心得ニ而可然」として、郡山の飯盛女についても、顔見せ・鉄漿付けなどの儀式が華美にならないよう命じている。先の「賑ひ」奨励政策では、往還筋も例外的に「賑ひ」が追認されていたが、嘉永期には城下町にのみ「賑ひ」を容認する方針に再び変更されたのである。⁽⁸⁰⁾

さいごに、近世後期の藩領における売買春政策の特質を展望しておわりにかえたい。本稿の検討により、二本松藩では文政より天保期にかけて、領内の経済活性化をめざした都市振興政策が実施されるなかで、宿場町・城下町における売春営業を肯定化し、かつ積極的に活用するようになっていったという藩政策の特質が明らかになった。この点、近世後期に至り城下町に実質的な売春婦の設置を許可するなど、領主権力が売春営業を肯定化していく事例は少なからず確認される。⁽⁸¹⁾つまり、近世後期における藩の売春営業の肯定化は必ずしも二本松藩の特異な政策とはいえず、より普遍的にみられた傾向なのではないだろうか。今後、他藩における売買春政策の特質とその背景についてもさらに検証していきたい。

註

(1) 幕府の遊廓政策を検討した研究では、第一に、近世前期三都における遊廓設置と隠売女（非公認売春婦）の摘発、第二に、天保改革期の一連の隠売女取り締まりと遊廓への強制移住、第三に、幕末期の開港に対応した新たな遊廓設置の動向、などが言及されている（牧英正「新吉原町へ為取遣という仕置について（一）」『大阪市立大学法学雑誌』一一一、一九六四年）、同「新吉原町へ為取遣という仕置について（二）」『大阪市立大学法学雑誌』一二一、一九六五年）、小林雅子「公娼制の成立と展開」（総合女性史研究会編『日本女性史 第三巻 近世』東京大学出版会、一九八二年）、曾根ひろみ「娼婦と近世社会」（吉川弘文館、二〇〇三年）、今西一「遊女の社会史」（有志舎、二〇〇七年）、佐賀朝「問題提起―近世―近代―遊廓社会」研究の課題―（『年報都市史研究』一七、二〇一〇年）などを参照。

(2) 『新修名古屋市史 第三巻』（名古屋市、一九九九年）二五〇―二八〇頁。

(3) 長山直治「化政期、金沢における芝居と遊廓の公認をめぐる論議について」（『市史かなざわ』一、一九九五年）。また、氏家幹人氏は、近世後期に地方城下町において芝居興行を取って公許した支配権力側の事情を問題とすべく、金沢藩の興行政策の肯定的転換に着目し、遊興施設の有用的諸機能を藩権力の統制のもとに最大限に活用しようとした化政期藩政の積極的な姿勢を指摘している（『近世都市興行の成立と背景―近世後期における芝居公許の論理―』（津田秀夫編『解体期の農村社会と支配』校倉書房、一九七八年））。

(4) 五十嵐富夫『飯盛女―宿場の娼婦たち』（新人物往来社、一九八一年）、宇佐美ミサ子『宿場と飯盛女』（同成社、二〇〇〇年）参照。

(5) 本稿でも使用する史料は、郡山市歴史資料館所蔵「今泉文書」である。今泉家は、天正期にはすでに郡山に居住しており、慶長期より郡山村上町名主（「町」昇格以降は郡山上町検断）を、文政一年（一八二八）からは町年寄を世襲でつとめた家である。なお、二本松藩では藩政史料や二本松城下に関する史料の多くが散逸しているため、本稿ではできるかぎり村に残された同時代の史料から藩の政策動向を追うという手法をとらざるをえないことを付記しておく。

(6) 木村礎ほか編『藩史大事典 第一巻』（雄山閣、一九八八年）、「二本松市史 第一巻」（二本松市、一九九九年）など。家老丹羽貴明の権勢については、大正六年（一九一七）に「戊辰殉難者五十年祭」の記念事業の一つとして企画・編纂された『二本松藩史』（歴史図書社、一九七三年）に記述され、そのまま踏襲されている。同時代の史料として、文政一〇年（一八二七）成立の水戸藩土小宮山風軒による「浴陸奥温泉記」（森統三ほか編『随筆百花苑 第三巻』中央公論社、一九八〇年）にも同人の権勢を伝聞する記述があることなどから、当該期においても一定程度こうした認識をもたれていたと考えてよいだろう。以下、奥州道中に関する詳細は、波田野富信「奥州街道と宿駅の成立」（小林清治編『福島の研究 第三巻 近世篇』清文堂出版、一九八六年）、福島県教育委員会編『福島県文化財調査報告書 第一二二集「歴史の道」調査報告書 奥州道中』福島県教

(7)

育委員会、一九八六年）参照。

- (8) たとえば、嘉永二年（一八四九）奥州東磐井郡室根村（現岩手県一関市）より伊勢参りに出発した二二歳の小野寺龍太郎一行は、正月三日瀬ノ上、一四日二本松、一五日郡山に宿泊し、一六日はそのまま逗留、一七日には白川（白河）に宿泊した（宮城県立図書館所蔵「伊勢参宮道中日記」（複製）。また、安政二年（一八五五）、羽州清川村（現山形県庄内町）より母を連れて伊勢参りに出た清河八郎は、その帰路において奥州道中を通過したが、九月朔日は白河を出て郡山に、翌二日は八丁目に宿泊している（清河八郎著・小山松勝一郎校注「西遊草」岩波書店、一九九三年）。
- (9) 『福島県史 第三卷』（福島県、一九七〇年）八六〇頁。
- (10) 『福島県史 第三卷』八六〇頁。
- (11) 森田武「在郷町における階層構成の特質と矛盾関係―近世後期郡山町の商人資本の性格と下層町民の分析を中心に―」（『埼玉大学紀要教育学部（人文・社会科学）』二五、一九七六年）。
- (12) 『郡山市史 第三卷』（郡山市、一九七一年）三五九―三六〇頁。
- (13) 『福島県史 第三卷』八九四頁。
- (14) 渡辺浩一「在方町の「町」昇格―奥州郡山を事例として―」（『近世日本の都市と民衆―住民結合と序列意識―』吉川弘文館、一九九九年所収、初出一九八九年）。
- (15) 『福島県史 第三卷』八六〇頁。
- (16) 大鐘義鳴編「相生集」（『岩盤史料叢書（中）―歴史図書社、一九七一年）。同人は、江戸御台所取締役、奥御用聞、御勝手方勘定奉行等を歴任した者で、和漢の学・歌文の素養もあったという。
- (17) 元禄一三年（一七〇〇）「乍恐以口上書申上候事」（本宮市立歴史民俗資料館所蔵『原瀬壮平家文書』三五五五、『本宮町史 第五卷』（本宮町、一九九二年）八三八―八三九頁に収録）。
- (18) 草野喜久「史料で見る女たちの近世―南奥二本松領・守山領を中心に―」（『歴史春秋社、二〇〇四年）。
- (19) 寛政九年（一七九七）六月「飯売女三付御達之趣申渡御請印帳」（『今泉文書』村九九、文化八年（一八一二）六月「質素御達書受印帳」（『今泉文書』支配一四二）、天保二年（一八四二）十一月「覚（町人、百姓、食売女共綿服着用華美服装禁止触請印）」（『今泉文書』支配四一六）、嘉永二年（一八四九）九月「御改革宿内取締ケ條」（『今泉文書』支配四三八）。
- (20) 「牧民金鑑」第一八道中筋「荒井顕道編・滝川政次郎校訂『牧民金鑑 下』（刀江書院、一九六九年）。
- (21) 文化六年（一八〇九）四月「相宿之者並食盛女一件請印帳」（『今泉文書』交通三七）、文政二年（一八二九）正月「御用留」
- (22) たとえば、水戸藩の事例（前掲註（1）小林論文）。

- (23) 前掲註(21)『今泉文書』支配二八一。
- (24) 文政四年(一八二二)二月「御用留帳」(『今泉文書』支配二〇五)、前掲註(21)『今泉文書』支配二五二。
- (25) 前掲註(19)『今泉文書』支配四三八。
- (26) 文政二年(一八一九)六月「御巡見一件」(『今泉文書』支配一八七)。
- (27) 文政二年九月二日「村々御引立御修法御達書」(『今泉文書』支配一九〇)。村々御引立修法については、柳田和久「藩主の領内巡見と農村復興政策」(幕藩制社会と領内支配 文献出版、一九九八年所収、初出一九九二年)を参照した。
- (28) 本宮宿で金融業を経営した有力商人浦井右伝次は、旅籠屋に対して「両町旅籠屋御救修法金」として金七〇〇両を無利足七ヶ年賦、二年据え置き、三年目三〇〇両、四、五、六年各一〇〇両返済の約束で貸し付けをおこなったことが確認できる(『本宮町史第五巻』八二〇～八二二頁)。
- (29) 文政六年九月「郡山村発展の道筋書上」(『今泉文書』村二七〇)。
- (30) 以下、経緯については断わりのない限り、文政六年九月「御引立御修法三付御札并申立日記」(『今泉文書』村二六九)、文政六年九月「旅籠屋木賃宿等の書付」(『今泉文書』交通二八八)による。
- (31) 文政七年三月「宿駅昇格運動一件」(『今泉文書』村二二四)。
- (32) 伊東は、文政六年二月に仙左衛門から九兵衛へと改名した(文政六年正月「御用留帳」(『今泉文書』支配二二二))。嘉永期には、その子と思われる伊東仙左衛門が郡奉行・町奉行をつとめている(嘉永元年(一八四八)正月「同二年二月」御用留書帳(『今泉文書』支配四三五)、嘉永三年(一八五〇)正月「同五年二月」御用留書帳(『今泉文書』支配四四〇)ほか)。
- (33) 丹羽貴明死去後である嘉永元年、貴明の子家老丹羽富訓の提出した意見書の一部には、藩士の格式について「式百五拾石以下之者共に者城代・諸物頭・郡代・御用人類式百五拾石以上之勤筋茂被 仰付来」という現況では、「自然中等・下等之差別茂取失ひ今日之進退混同仕候様ニ相成」るので「位品を分ち厳然と仕度儀と奉存候」とあり、格式に応じた役筋に任命するよう改めるべきとある(「丹羽丹波申上書」(『福島県史』第一〇巻「福島県、一九六八年、九三～九七頁、読点は筆者による」)。なお、右文書を取録する「福島県史」においては「戊申」である他は年次比定されていないが、文中に「近頃茂山奉行相止代官江兼役ニ被 仰付候」とあることと、弘化三年(一八四六)『今泉文書』の「御用留書帳」(支配四二九)の記述、「山奉行様御免相成、已後御代官様御加役御用竹木伐取致候」とが一致することなどから、「丹羽丹波申上書」は嘉永元年(戊申)の史料であると判明する。加えて、丹羽丹波についても、文政一三年(一八三〇)以降丹波を名乗った貴明の子富訓と確定できる。意見書提出後の郡代就任者として、たとえば嘉永四年(一八五二)九月時点では、安田惣右衛門四八〇石、渡部岡右衛門三〇〇石、和田要人三〇〇石の三人である(『二本松市史第四巻』二本松市、一九八〇年、一四三頁)。

- (34) 文政期においては、旅籠屋一六軒のうち一五軒が女持であり（「旅籠屋客屋飯盛女数調」〔今泉文書〕交通二五五）、当時女持でなかった一軒も前後の時期には飯盛女を抱えていた。
- (35) 前掲註(34)『今泉文書』交通二五五。旅籠屋・客屋などの売春営業者の詳細については、別稿を準備中なのでそちらを参照されたい。
- (36) 飯盛上ヶ銭（懸銭）の取り立てをめぐる決定過程については、柳田和久「宿場本陣と飯盛奉公人」（前掲註(22)著書所収、初出一九九三年）。なお、前掲註(18)「草野著書にも言及がある。
- (37) 人別除とは、人別帳に記載されず、村役人をはじめとする村役などを免除された藩の制度のこと（前掲註(14)渡辺論文）。また、家守免許とは、明和年間から藩より郡山の有力商人に下り、藩公認の特権商人として商業活動を保証されたものである（前掲註(11)森田論文）。
- (38) 文政八年二月「両枳形弁天旅籠屋借金押切帳」〔今泉文書〕金融一九一。
- (39) 栄社講は、文政六年二月と同九年（一八二六）一〇月まで実施されるが、終会の一二会目で大損金となる（文政九年二月「郡山宿献納金并両枳形弁天御宮普請不足金調帳」〔今泉文書〕諸負担五二）。
- (40) 五月一六日「旅籠屋引立入出資金」〔今泉文書〕交通二〇二。
- (41) 文政七年七月「旅籠屋引立貸金押切」〔今泉文書〕金融一八九）ほか。
- (42) 文政九年正月「郡山上町御称普書上帳」〔今泉文書〕社会二五二）、慶応二年（一八六六）八月「郡山宿下町御称普頂戴之者記上帳」〔今泉文書〕社会三四四）。
- (43) 「町」昇格の背景および経緯については、前掲註(14)渡辺論文を参照した。
- (44) 文政七年三月「乍恐以書附御内意奉伺上候（郡山町端へ木戸門建立願）」〔今泉文書〕村二八七）。
- (45) 前掲註(7)福島県教育委員会編書、六九頁。
- (46) 以下、枳形普請については、未九月二日「伊東右兵衛此度郡山引立方懸り被仰出候間（郡山町の発端）」〔今泉文書〕支配五七二）。
- (47) 文政八年六月一九日「以書付御届申上候（枳形弁木戸新規普請完成届）」〔今泉文書〕村三〇九）。
- (48) 前掲註(44)『今泉文書』村二八七と同じ。
- (49) 以下、弁天普請については、前掲註(46)『今泉文書』支配五七二）による。また、渡辺浩一氏は、弁天普請を、都市郡山を活性化させようとする、いわばゾート開発による町おこし事業と位置づけている（「在方町の惣町的結合―奥州郡山における都市祭礼の検討から―」〔前掲註(14)著書所収、初出一九九二年〕）。
- (50) 文政七年八月、領内の岳という温泉場（現二本松市）において、大風雨による地盤の弛みから安達太良山火口付近の土砂

が崩れ落ち、土石流によって湯小屋を押し流されるという災害があった。その翌年春より、普請懸り郡代伊東九兵衛らを中心として新たな温泉場が建設され、その様子は「壹丁四方二築地を構、其内二四拾式軒之家数を建、亀沢町・中之町・鶴峯町と三丁二町家を作り、湯壺三ヶ所其外御留湯湯滝杯迄花美を尽し、御成御殿番屋等迄美々敷出来」したところ、「遠近貴賤群集をなし誠に古今無双之繁榮」にて、「新吉原杯と云風説も有之珍敷事」(『年代記』(『二本松市史 第六卷』)二本松市、一九八二年、七九四頁)と記録されている。伊東が主導した行楽施設の建設は郡山のみではなかったようである。

(51) 戊五月二〇日「口上(郡山町風儀引立の覚)」(『今泉文書』支配七五八)。

(52) 前掲註(51)『今泉文書』支配七五八と同内容の『今泉文書』支配五九五(戊五月二〇日「口上(人身安定、風俗取締について)」)には、「他見無用」と端書がある。

(53) 文政八年九月、「御用留」(『今泉文書』支配二三七)。

(54) 前掲註(51)『今泉文書』支配七五八。

(55) 前掲註(46)『今泉文書』支配五七一。

(56) 前掲註(14) 渡辺論文。

(57) 前掲註(51)『今泉文書』支配七五八。

(58) 前掲註(51)『今泉文書』支配七五八。

(59) 文政一〇年(一八二七)正月「郡山升形弁天不足金返濟分散調帳」(『今泉文書』村三三四)ほか。これらは、郡山における有力商人の一人である永戸与次右衛門が処理を担った。同人は、近世後期の郡山における商業・高利貸資本家の中心的存在の一人だったとされる(前掲註(11) 森田論文)。

(60) 前掲註(53)『今泉文書』支配二三七。

(61) 文政一一年一月「旅籠屋御修法御改帳」(『今泉文書』村三五五)。

(62) 前掲註(21)『今泉文書』支配二五二。

(63) 文政一三年二月「乍恐以御内意書奉願候(飯盛女の御修法金を御貸渡金の足しに成下さるよう願)」(『今泉文書』金融二一六)、文政一二年二月三日「御内意書(旅籠屋繁昌についての意見書)」(『今泉文書』交通七二)、寅三月「覚(旅籠屋株札の定と談三ヶ条の覚)」(『今泉文書』交通一三六)。

(64) 享保二年(一七二七)六月「御壁書写」(『二本松市史 第六卷』二一五頁)、享和二年(一八〇二)「定壁書写」(『福島県史 第一〇卷』四七―五一頁)、文政一一年(一八二八)三月「定御壁書写」(『二本松市史 第六卷』五―六頁)。いずれも享保期以来、本文はほぼかわらず継承されている。

(65) 文政一一年壁書における風俗取り締まりでは、「衣服之儀ハ布木綿之外不可着、(二本松)当地之町年寄共ハ前々紬之衣類用捨すと云共(福島県)

享和之度令停止候通弥可為無用、惣而（以下後欠）」（『二本松市史第六卷』六頁）とある。

(66) 文政一二年一月「御用留帳」（『今泉文書』支配二五三）。

(67) 前掲註(66)『今泉文書』支配二五三。

(68) 前掲註(6)『二本松藩史』では、「貴明以下三代（貴明・富訓・富教）の政治は進取的・積極的にして、華や則ち華、快や則ち快なりきといへども、惜むらくは玉石同架、是非相半ばするものというべく」と評価され、その後の研究でも「初期の節儉を図る藩政改革に行きづまり、時代風潮に同調する華美と浪費を助長する政策」（前掲註(6)『二本松市史第一卷』七四七頁）というように、評価が踏襲されているが、あくまで農村では藩政の基本方針である風俗取り締まりが継続されたと考えられる。

(69) 領内の安達郡小浜町・石井村（いずれも現二本松市）・本宮町（現同市）に伝わった日誌類を抄録した「田間日誌抄」（前掲註(6)『二本松藩史』収録）など。

(70) 『二本松市史第一卷』七五〇頁。

(71) 本町には東西本陣が、そして両町ともに駅問屋が置かれていた（町在御賞譽帳上）（『東北大学付属図書館蔵「丹羽家記録」』）。

(72) ただし、前掲註(69)「田間日誌抄」には「同三辰年（中略）遊女町出来」と記されており、領内の人々からみれば飯盛女も実質的には遊女と認識されていた。

(73) 『二本松市史第六卷』三七八―三七九頁。

(74) 城下本町商人の館脇七左衛門称誉（『二本松市史第六卷』三六六頁）のなかで、「本町・松岡両町此度願之上旅籠屋とも江飯盛女被成御免候（以下略）」とあり、松岡町からも出願があったと推測される。なお、館脇家は薬種問屋を経営した家で、近世中期以降たびたび御用金などを出金しており、苗字・帯刀御免などさまざまな称誉を獲得した。

(75) 「御城へ被為呼、此度本町・松岡両町江飯盛女御免被成候処、右両町へ金子用立候に付奇特に被為思召御手元より御紋付御帷子被下置候（以下略）」（『二本松市史第六卷』三七九頁）。なお、右の史料は、『二本松商工会議所青年部創立十周年記念誌』（二本松市商店街連合会十周年記念事業実行委員会、一九七八年）によれば、二本松城下の町人の家譜（『太田家々譜』）が典拠と推測される。

(76) 『二本松市史第六卷』三六六頁。

(77) 領内のうち基本的に城下町には飯盛女を置かず、他の宿場には許可していた事例に高崎藩などがある（『新編高崎市史 通史編3』高崎市、二〇〇四年、四九八頁）。諸藩は公認であれ黙認であれ、城下町に売春婦を置くことにはかなり慎重だったと考えられる。

(78) 前掲註(19)『今泉文書』支配四三八。

(79) 顔見せとは、「遊女などが初めて勤めに出るとき、揚屋や客などをまわって挨拶すること。」で、鉄漿付けとは、「江戸時代、遊里で遊女・芸妓が一人前になる鉄漿付けの儀式。」のこと（新井出編『広辞苑第五版』岩波書店、一九九八年）。郡山でも類似の儀式がおこなわれていたものと考えられる。

(80) 前掲註(33)「丹羽丹波申上書」によると、「近年ニ至り町人共衣服飲食を始益浮華ニ走り風儀不宜、今日無益之入費茂不少の政策には必ずしも連続性があるとはいえないだろう。」

(81) 近世後期に城下町に新たに売春婦が設置されたのは、盛岡、福島、鶴岡、上山、宇都宮、金沢、小浜、甲府、加納、宮津など。遊廓設置の場合や旅籠屋に飯盛女設置を許可した場合、また廃止・再設置を繰り返した場合など、諸藩により政策には多様性がある。

《付記》史料の利用のさいには、郡山市歴史資料館・本宮市立歴史民俗資料館の職員の方々にたいへんお世話になった。末筆ながら心より御礼申し上げたい。